

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

許認可等の内容		真名子夢ホール使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市真名子夢ホール条例第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市真名子夢ホール条例第8条、 栃木市真名子夢ホール条例施行規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年10月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市真名子夢ホール使用料の減免基準（条例第8条） 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 規則第7条の規定</p> <p>(1) 次に掲げる場合は、条例第8条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>ア 市が公共的に利用する場合</p> <p>イ その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>(2) 条例第8条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、真名子夢ホール使用料減免申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p>	